



化学物質管理ランク指針（製品版） Ver.14への改定と お願い事項について

i-PRO株式会社 製品化学物質管理委員会
2023年6月1日

説明資料目次

1. ランク指針 改定内容

2. 購入先様へのお願い事項

ランク指針 主な改定箇所

■ ランク指針

1. 本指針の目的
2. 適用範囲
3. 運用及び適用除外
4. 制定と改廃
5. 用語の定義
6. 規定管理物質

- ・禁止物質レベル1
- ・禁止物質レベル2
- ・禁止物質レベル3

- 付属書1. EU RoHS指令除外項目一覧表
付属書2. ELV指令除外項目一覧表
付属書3. 禁止物質の管理値

- ・ PFHxSをレベル2からレベル1に格上(P.4 参照)
- ・ PIP(3:1)をレベル2からレベル1に格上(P.4 参照)
- ・ デクロンプラスをレベル3からレベル1に格上(P.5 参照)
- ・ UV-328をレベル3からレベル1に格上(P.5 参照)
- ・ ハイドロフルオロカーボン(HFC)の記載内容を更新(P.6 参照)

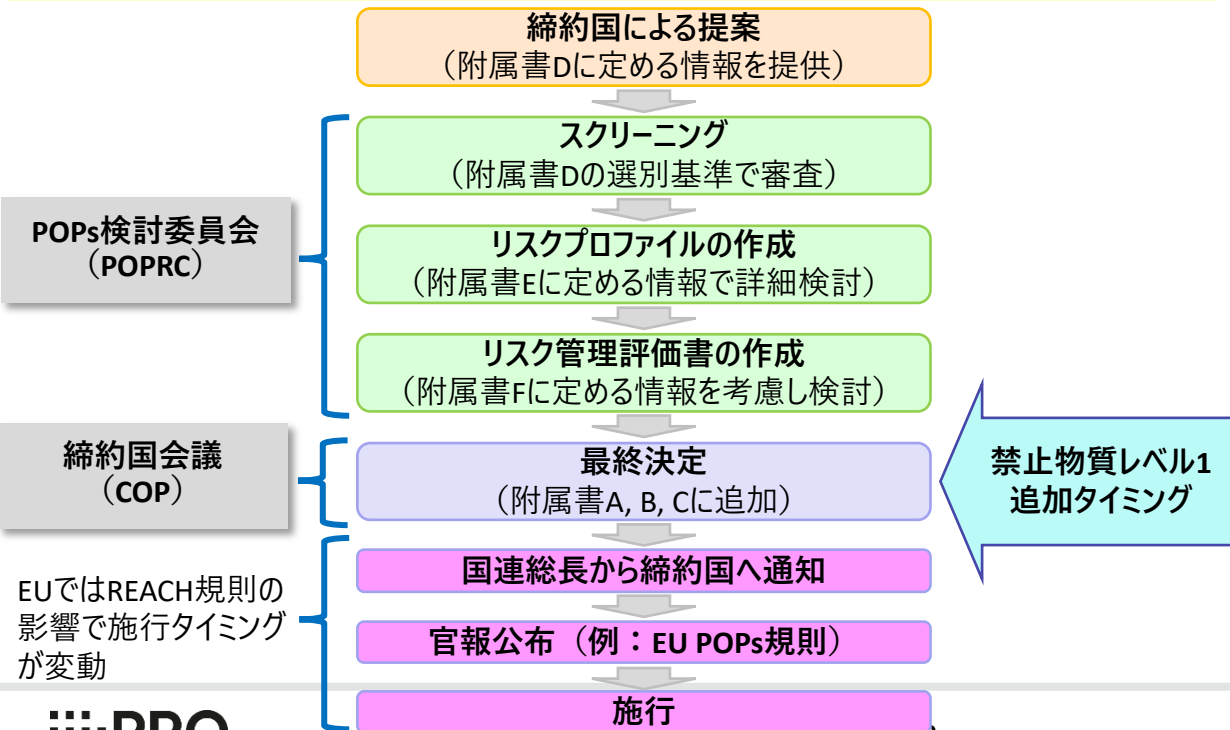
- ・ MCCP(C14-17)をレベル3からレベル2に格上(P.8 参照)
- ・ PFCA(C15-21)をレベル2に追加(P.8 参照)
- ・ BPAをレベル2に追加(P.8 参照)

- ・ 最新情報へ更新

ランク指針におけるレベル1追加の考え方（参考）

POPs条約の廃絶勧告 (付属書A追加) を官報公布と見做し禁止物質レベル1とする

■ POPs条約における審議ステップと官報公布



◆ 外部環境

- 頻繁な規制候補物質の公表
- 官報の発行時期が見通せず、官報公布から1年以内に施行させる可能性がある

◆ 内部環境

- 不使用保証書の再取得など負荷が大きく、頻繁なランク指針改定は難しい



COPでの廃絶勧告 (付属書A追加) で禁止物質レベル1への追加を検討

禁止物質レベル1の改定内容 (1/3)

- ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質、リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))を禁止物質レベル2から禁止物質レベル1へ格上げ

表1

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質 (別名: パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質)	意図的使用禁止かつ PFHxS(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満であること* ³ 1つまたは複数のPFHxS関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が1000ppb未満であること* ³	POPs条約
リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))	意図的使用禁止* ³ (適用除外あり)	TSCA

*3: サプライチェーンを遡って、「i-PRO規制内容」を順守できていることを確認できれば、当該物質の不使用の確認のための分析は不要とする。

追加

禁止物質レベル1の改定内容 (2/3)

■ デクロンプラス™、UV-328を禁止物質レベル3から禁止物質レベル1へ格上げ

表1

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
デクロンプラス™ (1,6,7,8,9,14,15,16,17,18,18-ドデカク ロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ- 7,15-ジエン)	意図的使用禁止*3 (適用除外あり)	POPs条約
UV-328 (2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6- ジ-tert-ペンチルフェノール)	意図的使用禁止*3 (適用除外あり)	POPs条約

*3: サプライチェーンを遡って、「i-PRO規制内容」を順守できていることを確認できれば、当該物質の不使用的確認のための分析は不要とする。

追加

禁止物質レベル1の改定内容 (3/3)

■ ハイドロフルオロカーボン(HFC)の記載内容更新

表1

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	意図的使用禁止*3 (規制対象に限定あり)	カナダ環境保護法1999 EU Fガス規則 追加

表2-26

物質/物質群：ハイドロフルオロカーボン(HFC)	
規制対象	次ページに注意コメントを記載しています
6.1.3別表1に示すHFCを含む製品 個別用途毎にHFCのGWP(地球温暖化係数)によって期限が設定され規制される [用途・使用例]	更新

禁止物質レベル1の改定内容（3/3） つづき

※注意

HFCについては、カナダ環境保護法1999とEU Fガス規則において、個別用途毎にHFCのGWP(地球温暖化係数)によって期限が設定され規制されるため、購入先様においてもご確認をお願いいたします。


◆EU Fガス規則（Annex III 参照）

官報URL（英文）：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014R0517>

参考和訳（PDF）⇒ 
EU_Fgas_ANNEX
III_和訳

◆カナダ環境保護法1999（Schedule 1.1 参照）

官報URL（英文）：<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2017/2017-10-18/html/sor-dors216-eng.html>

参考和訳（PDF）⇒ 
Canada_EPA_Sche
dule 1.1_和訳

禁止物質レベル2の改定内容

- 中鎖型塩化パラフィン、炭素数15から21のペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩およびC15-C21 PFCA関連物質、ビスフェノールAをレベル2に追加

表1

物質/物質群	i-PROへの部品、材料等の納入禁止日	主な参照法令
中鎖型塩化パラフィン (MCCP, C14-17)	今後の法規制動向に応じて設定	EU RoHS指令 EU REACH規則 POPs条約
炭素数15から21のペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩およびC15-C21 PFCA関連物質 (別名：炭素数15から21のパーフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩およびC15-C21 PFCA関連物質)	今後の法規制動向に応じて設定	POPs条約 カナダ環境保護法
ビスフェノールA (別名：BPA、2,2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン) と類似懸念があるビスフェノール類	今後の法規制動向に応じて設定	EU REACH規則

追加

説明資料目次

1. ランク指針 改定内容

2. 購入先様へのお願い事項

不使用保証書の再提出のお願い

- ・禁止物質レベル1の改定に伴い、不使用保証書の再提出をお願いいたします。
- ・不使用保証書の再提出にあたっては、貴社製品または部品への禁止物質レベル1物質群の含有や混入の可能性の有無を、貴社サプライチェーンも含めて確認くださいますようお願いいたします。

■ 再提出の方法

ランク指針Ver.14に対応した最新の「不使用保証書(禁止物質レベル1)」に必要事項を記載・捺印の上、弊社が設定する期日までに再提出をお願いいたします。

(変更点)

◇ 禁止物質レベル1

- ・物質群の追加：
 - 1)ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質
 - 2)リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))
 - 3)デクロランプラス™
 - 4)UV-328

■ 留意点

新たに設定した上記の禁止物質レベル1の物質群をi-PRO規制内容を超えて含有する部材は、ランク指針Ver.14不適合となりますので、依頼させていただいた弊社部門に**至急連絡**の上、代替をお願いいたします。

ランク指針改定に伴う留意点

■ 禁止物質レベル2

－ 近い将来、レベル1になる可能性が極めて高いため、代替に向けた準備をお願いいたします。

■ RoHS対象物質の適用除外に関して

－ 適用除外延長申請のあったその他の適用除外項目については、現在もEUで審議が継続しています。これらの項目についても、適用除外期限が新たに設定される、または適用除外範囲が限定される可能性がありますので、今後の動向にご注視くださいますようお願いいたします。

関連文書の掲載

以下の文書は下記URLから入手をお願いします

化学物質管理ランク指針(製品版) Ver.14

日本語 <https://i-pro.com/corp/jp/who-we-are/#environment>

英語 <https://i-pro.com/corp/en/who-we-are/#environment>

製品化学物質管理システム
(グリーン調達マイスター)
マニュアル類
(メンバー専用)

日本語、英語、中国語

<http://10.75.46.178/gmmanual>

グリーン調達基準書 (第1版)

日本語 <https://i-pro.com/corp/jp/who-we-are/#environment>

chemSHERPAホームページ

日本語 <https://chemsherpa.net/>
英語 <https://chemsherpa.net/english>



i-PRO